

第18回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年12月20日(金)午後4時05分
閉 会 令和6年12月20日(金)午後4時25分
場 所 市役所おもや2階A201会議室

2 会議録署名委員

20番 松村昌治委員 1番 糟谷嘉孝委員
11番 市川耕作委員(会長)

3 出席委員

1番 糟谷嘉孝委員	2番 千金楽千詠委員
3番 住崎岩衛委員	4番 菊池伸明委員
5番 市川光委員	6番 平田佳子委員
7番 小牧直子委員	
9番 堀江昭夫委員	10番 高橋規実代委員
11番 市川耕作委員	12番 戸井田昭次委員
13番 吉野英治委員	14番 高木一郎委員
15番 澤井正委員	16番 朝倉直樹委員
17番 石坂成雄委員	18番 大室正行委員
19番 榎本重雄委員	20番 松村昌治委員

3 欠席委員

8番 土屋真理子委員

5 議 長

11番 市川耕作委員(会長)

6 事務局(説明員)

時田浩一局長 加藤泰幸主査 樫澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について
(農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 12月度活動報告について ……資料No. 2
 - (3) 次回の総会開催日
日 時 令和7年1月21日(火) 午後2時から
場 所 市役所おもや2階A201会議室
 - (4) その他

午後4時05分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、ただ今から、第18回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

本日は、8番、土屋委員さんより欠席の連絡が入っておりますが、出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思います、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は20番、松村委員さん、1番、糟谷委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

また、今回も議案の説明は事前に配布しております資料をお読みいただいていると思いますので省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題、報告、農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、日新町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、518平方メートル。届出書が到達した日は令和6年11月29日、転用の目的は駐車場となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、届出者は、第1項と同じ〇〇〇〇、土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇、〇〇の合計5筆、1,839平方メートル。届出書が到達した日は令和6年11月29日、転用の目的は店舗用地、店舗用駐車場となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項第2項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、第2項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） では、第1項、第2項、市川光委員さん如何でしょうか。

○委員（市川光委員） はい、案内図は2ページになります。12月16日に現地確認してきました。行った時には重機が入っておりまして、駐車場ということで砂利を敷いておりました。特に問題ないと思います。

続きまして案内図は4ページですが、以前は梨畑になっておりましたが現在は更地になっております。店舗が建てられるということで、特に支障となるものないので、問題ございません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

第1項、第2項、何かご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告は了承することにいたします。

次に、「第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は日新町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇の〇、2、524平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年12月2日、転用の目的は建売住宅18棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、市川光委員さん如何でしょうか。

○委員（市川光委員） はい、案内図は6ページです。12月16日に現地確認しました。真ん中が当該地で敷地は広いのですが、どこから入ったらいいのか分からないような土地で、当該地の左側に車止めのある道路が接道しており、開発する時この車止めを外して道になると思われれます。幅員は5メートルあります。住宅地の出入り口1か所なので、事務局に確認したら当該地の右上の部分の水路を挟んだ向かいの住宅と住宅の間のT字路からフェンスの車止めを外して水路を跨ぎ、北側の道路に出ると聞いているようで、当該地を北から西へ通り抜けが出来るようです。特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することにいたします。

次に、「第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、本宿町○の○○の○、○○○○、申請者、被相続人、本宿町○の○○の○、○○○○○、土地の所在は本宿町○の○の○、○、○の○、○、○○の○、○、○の合計7筆、畑、2、638.33平方メートル。

8から10ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、ブルーベリー等を生産しています。

11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、第1項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、案内図は11ページです。現地確認は12月18日に行ってきました。ここはほとんどブルーベリーの栽培ということで、ハウスが何棟か建っておりまして、露地にもブルーベリーの鉢が置いてあり栽培されていました。爺ヤンのブルーベリー畑という看板を掲げてあるので、メインはブルーベリーということで、その他余っている所にトンネルがあって栽培されていました。その他、イモを掘った跡がありましたが、ちゃんと耕しており、問題ありませんでした。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することにいたします。

次に、「第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、畑、2,412.87平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、栄町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、栄町〇の〇の〇、〇〇〇〇。買取り申し出生産緑地は、栄町〇の〇の〇、山林、322平方メートル。

13、14ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、15ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

16、17ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地

の明細書で、18ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、では、第1項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、資料の15ページです。前回の総会で今回の申請地の西側が相続税の納税猶予の対象地として上程されましたが、今回はその残りの部分の申請となり、全体として栗畑でその一角となっております。特に問題ありません。

○議長（市川委員） 続きまして第2項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、案内図は18ページです。ここは7、8年前に追加申請が出て来たところだと思いますが、今回その一部の申請が出てきています。あまり手入れはよくありませんが、特に法的にも問題ないので、問題ないかと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項、第2項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することにいたします。

次に、「第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は3件です。今回は第1項、第2項と第3項の2回に分けて、審議をいたします。初めに第1項、第2項の現地確認の委員さんを事務局から報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和3年12月3日から令和6年12月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○の○、○○○○、土地の所在は小柳町○の○○の○、○、○○の合計3筆、田、1,294平方メートル。

第2項、次の者が令和4年1月1日から令和6年12月3日まで、引き続き農

業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇の合計5筆、畑、3, 537平方メートル。

第3項、次の者が令和3年12月12日から令和6年12月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇、〇の〇、〇〇の〇、〇〇の合計4筆、畑、2, 650平方メートル。

20、21ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米、野菜等を生産しています。

22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

23、24ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

26、27ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

28ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は平田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、吉野委員さん如何ですか。

○委員（吉野委員） はい、12月14日に現地確認に行つて参りました。案内図は22ページです。田んぼをやつた後で網を張つておりました、その後トラクターで整地されておりました。問題ありません。

○議長（市川委員） 続きまして、第2項、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） はい、現地確認に17日に行って参りました。案内図は25ページになります。一番南側はアパートの裏側に畑があり、日当たりもよく良くネギが少し残っていました。交差点沿いの畑は、ホウレンソウが時期をずらして栽培されていました。北側の細長い農地は家と家の前を通って奥の方に入っていくとビニールハウスが1棟立っていて、ハウスの中は栽培されていませんでしたが、周りの畑にニラ、ホウレンソウやカブなどの冬野菜が栽培されていました。周りにミカンやキンカンなどの木も植えてあって良く肥培管理されていました。問題ありません。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「意義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することにいたします。

次に第3項ですが、○○委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。

（○○委員退席）

それでは、事務局から第3項の現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） はい、第3項、石坂委員さん如何ですか。

○委員（石坂委員） はい、案内図は28ページ。右上の畑には、タマネギやサツマイモが現在栽培されていて、サツマイモを掘り始めていました。左上の畑ではブロッコリー、ハクサイ、ダイコンが栽培されていて、ハクサイ、ダイコンが掘り始められていました。地図の下の所は、現在柑橘が何本か植えてあり、他の余っている所にはブロッコリーが栽培されていました。多少の草はありますが、耕作にはなんら影響はないということで、よく管理されていると思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ございますか。（「意義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第3項は証明することにいたします。

○○委員さんがお戻りになるまで、少しお待ちください。

（○○委員着席）

○○委員さん、第3項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に、8「その他」に入ります。

はじめに、（１）資料ナンバー１の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かございますか。買取申出が３件出て、いずれも制限解除となります。（…）

なければ、（２）資料ナンバー２の「１２月度活動報告について」ですが、何かございますか。１２月１０日に農業まつりの実行委員会の反省会がございました。

今回の農業まつりはけやき並木で環境まつりと一緒にやらせていただいたのですが、来年はどうかという意見の中で、大半の方は郷土の森がいいということで、来年は郷土の森で行う方向で進めていくと思います。（…）

なければ、「次回の総会開催日」ですが、次回は１月２１日、火曜日、午後２時から今回と同じ、２階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、（３）のその他ですが、委員さんからありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。（…）

○議長（市川委員） それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第１８回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。今回が今年最後の総会となります。皆さん１年間ご協力いただきありがとうございます。どうぞ皆様良いお年をお迎えください。本日はありがとうございました。

午後４時２５分閉会